

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	地域包括ケア推進課

契約業者名・住所	神保 正宏 千葉県松戸市松戸1847 日暮ビル402 ななつぼし法律事務所
工事等の名称	地域包括ケアシステム構築支援アドバイザー契約
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	アドバイザー契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	660,000円
工事等の概要	地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センターの法律問題の相談及び助言
随意契約の理由	<p>高齢者等が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域包括ケアシステム構築に向け、行政に不足している知識を補完し、また、日々の業務において複雑困難な事例に対応する地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携支援センター職員の負担軽減・スキルアップを図るために、地域包括ケアシステム構築支援アドバイザーを運用し、業務の標準化等の推進を目指すこととした。本事業は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する支援を行う地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携支援センターが直面する法律相談の対応をするものであり、専門的な内容の相談に応じるための資格が必要であることから弁護士がもっとも適当である。選任する弁護士については、経験及び知識を特に必要とする専門性の高い分野のものであり、かつ、訴訟等の業務の性質上行政事件分野に精通した者でなければ目的を達成することができない。以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約するとともに、価格で選定することが適当でないと思慮されることから松戸市財務規則第138条2項の規定を適用し、見積書を徴さないものである。</p>